

FKEY セキュアパッケージ FKEY VPN サービス利用規約

第1条（利用規約）

1. 本利用規約は、株式会社応用電子（以下「応用電子」といいます。）が自身のサーバーで運用するVPNをユーザーへ提供するサービスである「FKEY VPN サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用、及び応用電子がユーザーに販売する本サービスの利用に必要なサービスアダプター機器（以下「本サービスアダプター」）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. 応用電子がユーザーに通知する本サービス及び本サービスアダプターの説明、案内、利用上の注意等（以下「説明等」といいます。）は、名目のいかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。
3. 応用電子は、ユーザーの了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。本利用規約の変更は、本サービスのホームページ上において「本利用規約変更のお知らせ」を掲載した後、ユーザーにメール等にてその旨を通知した時点より効力が生じるものとします。

第2条（利用契約の成立）

1. 本利用規約を内容とする本サービスに関する応用電子・ユーザー間の利用契約（以下「利用契約」といいます。）及び本サービスアダプターの販売契約（以下、「販売契約」）は、応用電子がユーザーから本サービスの利用申請を受け、応用電子がこれを承諾したときに成立します。当該承諾を行った日をもって契約が成立した日（以下、特に利用契約が成立した日を「利用契約成立日」といいます）とします。
2. 応用電子は、ユーザーの利用申請を承諾するときは、ユーザーに対し、応用電子のサーバーで運用するVPNへ接続するためのVPNアクセスアカウントを電子証明書で発行します。当該電子証明書の発行をもって、応用電子が前項の承諾を行ったものとみなします。

第3条（本サービスの利用）

1. 本サービスの仕様は、応用電子のホームページ上に掲載することとします。
2. ユーザーは、本サービスの利用に関わる費用の一切（設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、電気通信回線利用料金を含みます。）を負担します。
3. 本サービスの利用契約の期間は、利用契約成立日から1年後の日が属する月の末日（以下「契約期間満了日」）までです。
4. 本サービスの継続の申し込みは、ユーザーから応用電子に対して所定の様式により契約期間満了日の2か月前までに行うこととします。当該申込み完了後は、契約期間満

了日の翌日以降も同一の内容にて契約期間満了日から1年間継続されます。

5. ユーザーは、自らの管理責任により、VPN アクセスアカウントを不正使用されないよう厳格に管理するものとし、不正使用によってユーザーに生じた損害について、応用電子は責任を負いません。

第4条（料金）

1. ユーザーは、応用電子に対し、別途応用電子が定める金額の本サービスの利用料金及び本サービスアダプターの販売料金を、別途応用電子の指定する方法により支払うものとします。
2. ユーザーが、支払期日を過ぎてもなお本サービスの利用料金その他の債務を履行しない場合、ユーザーは支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年18.25%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務とあわせて、応用電子が指定した日までに現金にて一括して支払うものとします。
3. 前2項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、全てユーザーの負担とします。

第5条（禁止事項）

1. ユーザーは、応用電子が本サービスの円滑な提供のために出す必要な指示に従うものとします。ユーザーは、本サービスをユーザー自身の業務での利用を目的として利用する者であり、ユーザーの役員又は従業員（ユーザーの職務に従事する者を含む）に対してのみ使用させるものとし、その他の第三者に使用させません。また、商業目的での使用（第三者に対し、有償と無償にかかわらず、サービスを提供すること等）は行わないものとします。
2. ユーザーは、本サービスに用いる応用電子の設備（通信設備、通信回線、電子計算機、その他の機器及びソフトウェアをいいます。）に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為（支障を与えるおそれのある行為を含みます。）をしないものとします。
3. ユーザーが第1項の指示に従わない場合又は前項に該当する行為を行ったと応用電子が判断した場合、応用電子は当該ユーザーに事前に通知することなく、当該ユーザーによる本サービスの利用を一時的に制限することができるものとします。
4. 応用電子が前項の措置をとったことで、当該ユーザーが本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、応用電子は一切責任を負いません。

第6条（本サービスアダプターの利用）

1. 応用電子は、第2条に基づき販売契約が成立したときは、ユーザーに対して本サービスアダプターを引き渡すものとします。ユーザーが応用電子に対して応用電子所定の本サービスアダプターの代金を支払った時点で、本サービスアダプターの所有権はユーザー

に移転するものとします。

2. 応用電子は、ユーザーから本サービスアダプターが故障した旨の申し出を受けた場合、本サービスの利用期間中に限り、本サービスアダプターの交換に応じることがあります。保証条件及び保証期間は 別途応用電子が定めるとおりとし、応用電子のホームページ上に掲載することとします。

第 7 条（本サービス及び本サービスアダプターに関する免責）

1. 本サービス及び本サービスアダプターがユーザーの特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること、不具合を起こさないこと及び利用結果を含め、応用電子は、ユーザーに対し、本サービス及び本サービスアダプターに関する何らの保証も行わないものとします。
2. 応用電子は、ユーザーに対し、本サービスが第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権をいいます。以下本利用規約において同じ。）を侵害しないことについて何らの保証も行わないものとします。

第 8 条（本サービス上の情報の利用）

1. 応用電子は、本サービスのセキュリティ上の安全性を確保するため又はユーザーに本サービスのサポートを提供するため、ユーザーの packets 等のヘッダ情報を閲覧することがあります。ユーザーは、ユーザーの packets 等のヘッダ情報を応用電子が閲覧することについて、事前に同意するものとします。
2. 応用電子は、前項に基づき取得した情報の中に、ユーザーの個人情報（特定個人情報を除きます。以下本利用規約において同じ。）が含まれている場合、本サービスのセキュリティ上の安全性を確保するため又はユーザーに本サービスのサポートを提供するためという目的以外で利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律等の法令に基づいて、合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとし、個人情報の保護に関する法律等の法令に定められている場合を除き、第三者に個人情報を提供しません。

第 9 条（委託）

応用電子は、本サービスの提供に関する業務の全部もしくは一部をユーザーの承諾なしに、第三者に委託することができます。

第 10 条（知的財産権）

本サービス及び本サービスアダプターを構成する有形及び無形の構成物に関する一切の知的財産権は、応用電子に帰属します。

第 11 条（利用契約の終了）

1. 第3条第4項の規定による契約の継続の申し込みが契約期間満了日の2か月前までにない場合、契約満了日から1か月を経過した日の翌日に本サービスは停止されます。
2. 契約期間中に解約その他の事由により利用契約を終了する場合は、別途応用電子の指定する手続きが必要となります。応用電子は、契約期間中のユーザーからの解約の場合のご返金を行いません。

第12条（本サービスの中止等）

1. 応用電子は、本サービスの提供を終了するときは、ユーザーに対し事前に通知するものとします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。
2. 前項の通知は、本サービスのホームページ上への掲載及びユーザーの通知したアカウント管理者のメールアドレスへのメールにより行うものとします。
3. 応用電子は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーへの事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備等の故障、及び障害により保守や障害復旧を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
4. 応用電子は、理由の如何を問わず、第1項の本サービスの終了または第3項の本サービスの中断によりユーザーが被った被害について一切免責されるものとします。

第13条（賠償義務と責任）

1. ユーザーは、自己が利用する本サービスに障害が発生したと考える場合、当該障害が発生したと考えた日の翌月15日までにその事実を応用電子に申告することができます。応用電子は、当該申告を受けた後、当該障害が応用電子の責めに帰するものであると判断した場合、当該障害を復旧させるよう努めるものとします。
2. 応用電子の責に帰すべき事由により本サービスが全く利用し得ない状態において、当該状態が生じたときから連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）継続したときは、応用電子は、ユーザーに対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に月額使用料金の30分の1を乗じて算出した額をユーザーの本サービスの利用料金から減額します。
3. 前項の場合を除き、応用電子は、ユーザーが本サービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。
4. 応用電子は、本条項に定めるほか、必要に応じて応用電子の責任に関する特約を定めることがあります。当該特約は、応用電子のホームページに掲載する方法により、ユーザーに通知されるものとし、この場合、ユーザーは、本条項とともに特約に従うものとします。

第 14 条（権利義務譲渡の禁止）

ユーザーは、応用電子の書面による事前の承諾がなければ、利用契約及び販売契約上の地位を第三者に承継させ、または利用契約若しくは販売契約に基づく自己の権利義務の全部もしくは一部を第三者に対して譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第 15 条（準拠法及び管轄）

利用契約及び販売契約の準拠法は日本法とし、利用契約または販売契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. ユーザーは、応用電子に対し、次の各号に定める事項を確約します。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者若しくはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約または販売契約を締結するものでないこと
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、利用契約または販売契約に関して次の行為をしないこと
ア. 相手方に対する脅迫又は脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
ウ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
エ. その他アからウまでの行為に準ずる行為
2. 応用電子は、ユーザーが前項に違反した場合、利用契約及び販売契約を何らの催告を要さず解除することができ、当該解除によりユーザーに生じた損害について何らの責任も負いません。

第 17 条（契約の種類）

本サービスの提供は、法人及び公共機関のみとなります。

第 18 条（アカウント管理者への通知）

1. ユーザーは、応用電子に対し、本サービスの利用申請を行う場合、アカウント管理者のメールアドレスを通知するものとします。
2. 応用電子は、次の事由が生じたとき、その旨を応用電子に登録されているアカウント管理者のメールアドレスを利用してユーザーに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1) 本約款の変更
 - (2) 利用料金の変更
 - (3) その他応用電子が必要と認めた事項
3. ユーザーは、応用電子に登録されているアカウント管理者のメールアドレスに変更があった場合は、遅滞なく応用電子まで連絡するものとします。

以上

本利用規約は 2019 年 3 月 14 日に制定施行するものとします。